

要保護児童対策について

愛知県福祉局児童家庭課
児童虐待対策グループ

1 児童虐待の定義

児童虐待の防止等に関する法律 《※一部要約》

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 【身体的虐待】
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 【性的虐待】
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 【ネグレクト】
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【心理的虐待】

⇒ 児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

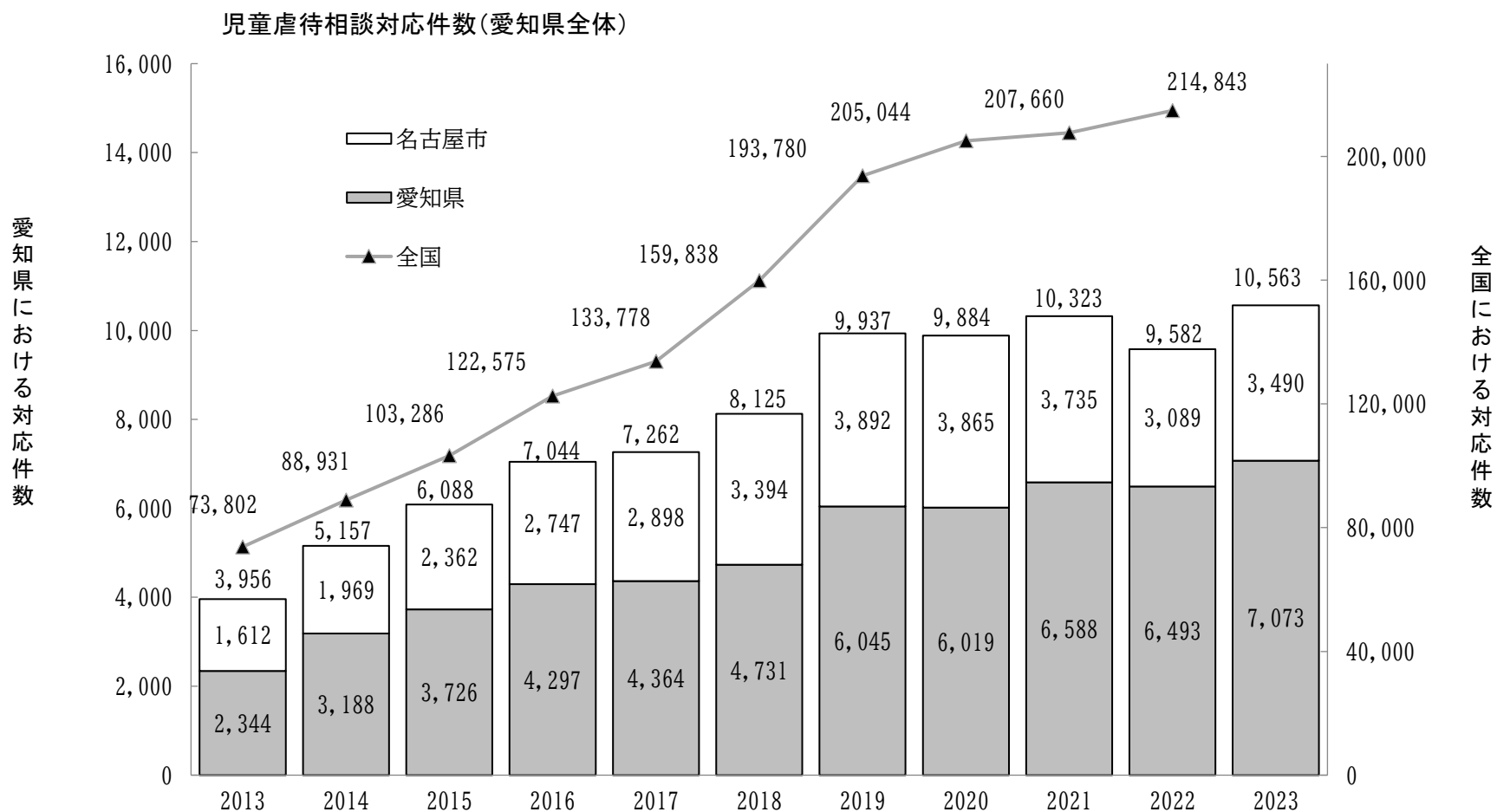
⇒ 保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定。

2 愛知県の児童相談センター（＝児童相談所）

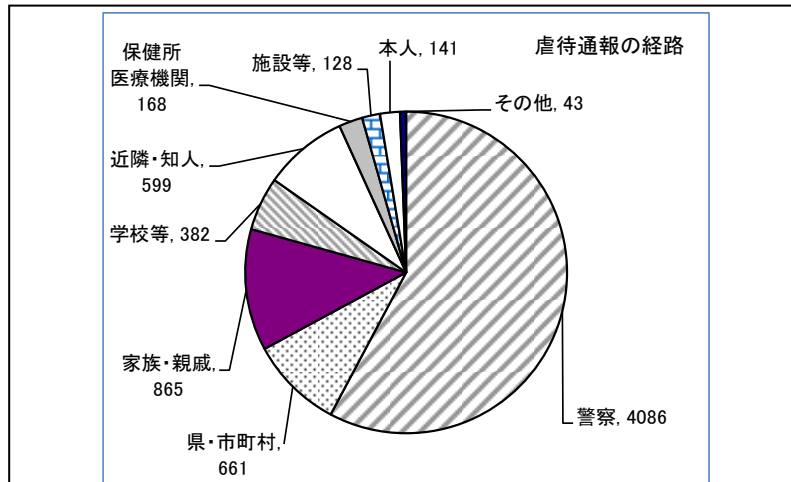
名 称	所在地	管 轄 区 域
(尾張福祉相談センター) 中央児童・障害者相談センター	中 区	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
(海部福祉相談センター) 海部児童・障害者相談センター	津島市	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
(知多福祉相談センター) 知多児童・障害者相談センター	半田市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
(西三河福祉相談センター) 西三河児童・障害者相談センター	岡崎市	岡崎市、西尾市、幸田町
(豊田加茂福祉相談センター) 豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市	豊田市、みよし市
(新城設楽福祉相談センター) 新城設楽児童・障害者相談センター	新城市	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
(東三河福祉相談センター) 東三河児童・障害者相談センター	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
一宮児童相談センター	一宮市	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
春日井児童相談センター	春日井市	春日井市、小牧市
刈谷児童相談センター	刈谷市	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

3 児童虐待相談対応件数の推移

県内（名古屋市を除く）10か所の児童相談センターが対応した児童虐待相談対応件数は、全国的にも増加傾向にあり、2023年度の児童相談センターの児童虐待相談対応件数は、7,073件と過去最多件数を更新しました。



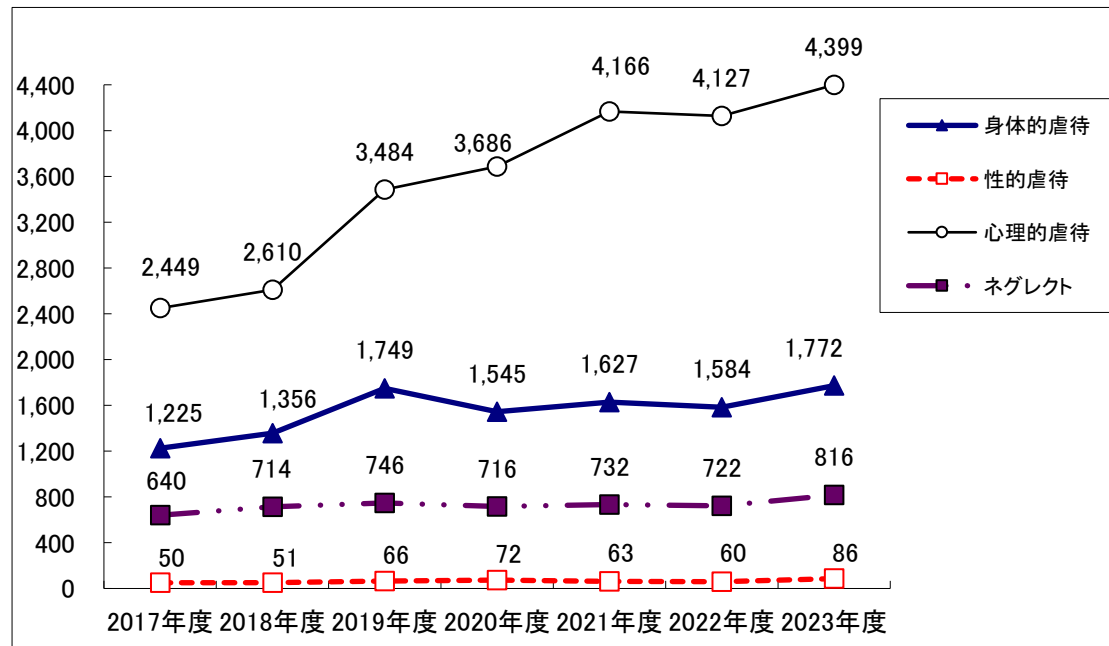
<虐待通告の経路>



「警察」が4,086件(57.8%)と最も多く、以下、「家族・親戚」が865件(12.2%)、市町村や児童委員などの「県・市町村」661件(9.3%)の順となっています。

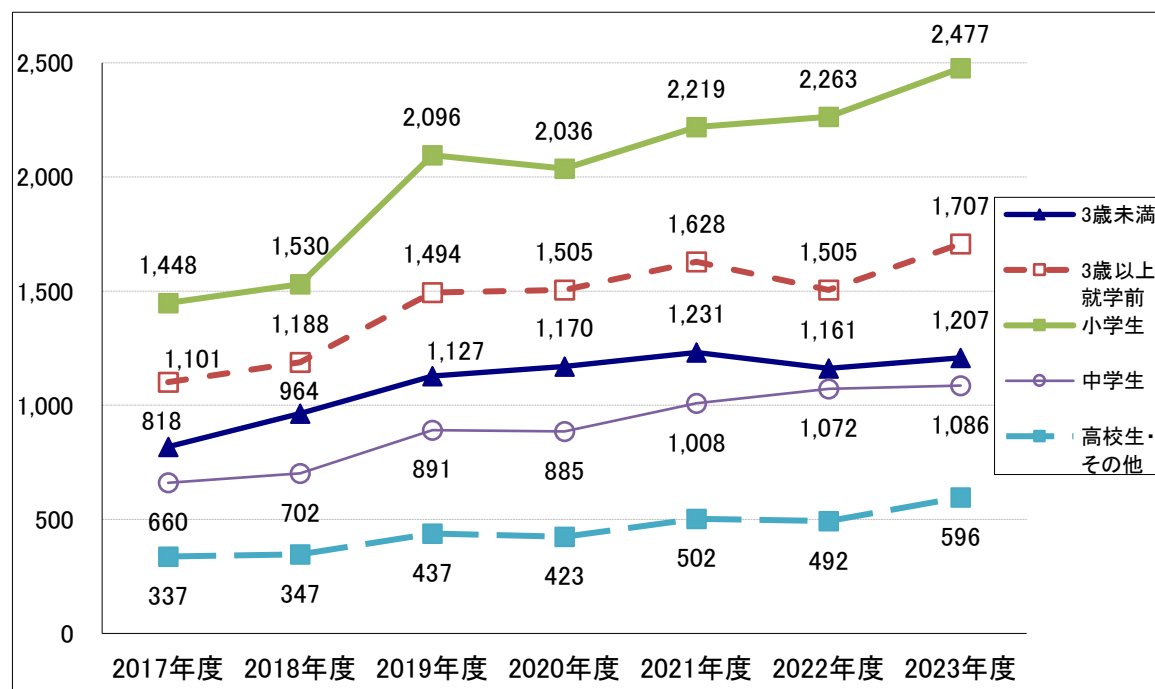
前年度との比較では、「本人」が60件(+74.1%)、「家族・親戚」が287件(+49.7%)、「保健所・医療機関」が41件(+32.3%)の増加となっています。

<虐待の内容>



子どもに対する暴言や、DVを子どもに見せることなどにより心理的外傷を与える「心理的虐待」が4,399件(62.2%)と最も多く、以下、暴行を加える「身体的虐待」が1,772件(25.1%)、保護者の怠慢や育児放棄などの「ネグレクト」が816件(11.5%)の順となっています。

<被虐待児童の状況>



年齢層別では、「3歳未満」が1,207件（17.1%）「3歳以上就学前」が1,707件（24.1%）と、被虐待児童の41.2%が就学前の児童となっています。

<対応状況>

年度	在宅指導			施設入所・里親委託	市町村送致	その他	合計
		助言・指導	継続的指導				
2023年度	6,086	5,503	583	161	784	42	7,073
2022年度	5,554	5,016	538	192	700	47	6,493
2021年度	5,609	4,985	624	163	756	60	6,588

虐待で対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は6,086件（86.0%）で、その内訳は、数回程度（おおむね3回以下）の助言や指導を与える「助言・指導」が5,503件（77.8%）、一定期間継続して面接指導を実施する「継続的指導」が583件（8.2%）となっています。また、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」が784件（11.1%）となっています。

4 市町村児童家庭相談実績

相談種別		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
養護相談	虐待	3, 259	4, 347	5, 051	5, 204	4, 823	5, 120
	その他	3, 049	3, 016	3, 563	3, 743	3, 502	4, 127
保健相談			106	94	65	25	71
障害相談	肢体不自由	13	18	11	8	18	2
	視聴覚	1	1	3	3	1	2
	言語発達	89	61	36	97	20	14
	重症心身	4	10	10	12	12	3
	知的	30	48	36	20	18	17
	発達障害	115	133	186	259	507	412
非行相談	ぐ犯行為	57	61	40	57	65	49
	触法行為	15	11	16	13	14	30
育成相談	性格行動	423	393	458	437	422	435
	不登校	251	269	240	275	304	308
	適性	21	24	29	20	33	27
	育児・しつけ	1, 330	1, 293	1, 065	1, 027	935	1, 440
その他		1, 311	1, 373	1, 472	1, 857	1, 835	1, 703
計		10, 067	11, 164	12, 310	13, 097	12, 552	13, 760
いじめ(再掲)		17	9	10	10	12	12

○ 相談受付件数のうち、養護相談の占める割合が全体の約 62%を占めています。

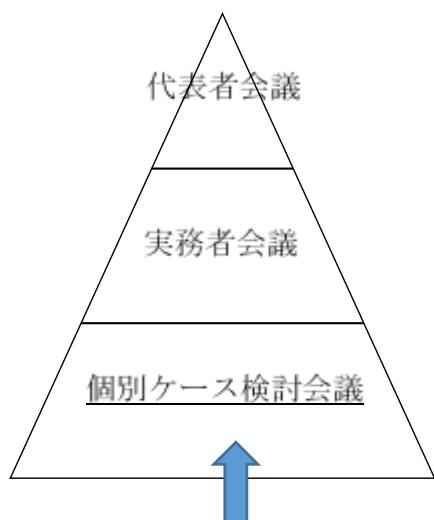
○ 相談種別のうち、養護相談（虐待）が 5, 120 件で、最も多い相談種別となっています。

5 要保護児童対策地域協議会について

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。



代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造が基本



- 代表者会議
(協議会の構成員の代表者による会議)
システム全体の検討、実務者会議の報告と評価
- 実務者会議
(実際に活動する実務者から構成される会議)
支援ケースの状況把握、情報共有
気になる家庭についての情報集約、支援ケースとするかどうかの検討
- 個別ケース検討会議
(子どもに直接関わりを有している担当者等)
個別のケースについての状況把握、援助方針の確立、役割分担の決定

※個別ケース検討会議には、要対協の構成員以外の者でも、ケース検討に必要な場合は参加する。

6 児童虐待対応の原則（こども家庭庁「子ども虐待対応の手引き」より抜粋）

○ 迅速な対応

…初期対応の遅れが重大な事態につながる、夜間や休日を含む緊急対応の体制整備

○ 子どもの安全確保の優先

…安全確保こそが最優先事項、保護者への毅然とした対応が必要

○ 家族の構造的問題としての把握

…保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、医療的問題、子どもの特性などが複合・連鎖

○ 十分な情報収集と正確なアセスメント

…十分に収集した情報を元に、正確なアセスメントを実施することでの確な判断

○ 組織的な対応

…担当者ひとりのケースワークではなく組織として対応方針を判断、組織としてサポート

○ 十分な説明と見通しを示す

…保護者及び子どもへの丁寧な説明、相談機関としての考え方を十分に伝え意見を聴き取る

○ 法的対応などの確な手法の選択

…強力な権限を行使する社会的使命を担う自覚、法的権限を行使する際は丁寧に説明

○ 多機関の連携による支援

…地域の関係者が協働して予防や支援に取り組む、ネットワークの構築

7 こども家庭庁「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)」より抜粋

こども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)の概要

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和6年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

こども家庭庁が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)に対する調査により把握した、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例65例(72人)を対象とした。

区分	第20次報告			(参考) 第19次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	54(26)	11(0)	65(26)	50(21)	18(0)	68(21)
人数	56(27)	16(0)	72(27)	50(21)	24(0)	74(21)

※1 ()内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

※2 未遂とは、親は生存したがこどもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例(死亡に至らなかった事例)

こども家庭庁が、児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している事例(心中未遂を除く)について、都道府県等毎に原則1事例の報告を求め、回答があった43例(43人)を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数(第1次報告から第19次報告)

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)		
	H15.7.1~H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1~H16.12.31 (1年間)			H17.1.1~H17.12.31 (1年間)			H18.1.1~H18.12.31 (1年間)			H19.1.1~H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1~H21.3.31 (1年間)			H21.4.1~H22.3.31 (1年間)			H22.4.1~H23.3.31 (1年間)			H23.4.1~H24.3.31 (1年間)			H24.4.1~H25.3.31 (1年間)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

	第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)			第17次報告 (令和3年8月)			第18次報告 (令和4年9月)			第19次報告 (令和5年9月)		
	H25.4.1~H26.3.31 (1年間)			H26.4.1~H27.3.31 (1年間)			H27.4.1~H28.3.31 (1年間)			H28.4.1~H29.3.31 (1年間)			H29.4.1~H30.3.31 (1年間)			H30.4.1~H31.3.31 (1年間)			H31.4.1~R2.3.31 (1年間)			R2.4.1~R3.3.31 (1年間)			R3.4.1~R4.3.31 (1年間)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72	47	19	66	50	18	68
人数	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78	49	28	77	50	24	74

2. 死亡事例（65例72人）の分析

（1）心中以外の虐待死（54例56人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	0歳	25人（44.6%）
	0歳のうち 月齢0か月 15人（60.0%）， 3歳未満 39人（69.6%）	
○死因となった虐待の種類	ネグレクト	24人（42.9%）
	身体的虐待	17人（30.4%）
○直接の死因	頭部外傷	7人（有効割合 21.2%）※1
	溺水	4人（有効割合 12.1%）
	車中放置による熱中症・脱水	4人（有効割合 12.1%）
	頸部絞扼以外による窒息	3人（有効割合 9.1%）
○主たる加害者	実母	23人（41.1%）
	実父 6人（10.7%）、実母と実父 7人（12.5%）	
○加害の動機	こどもの世話・養育方法がわからない	3人（5.4%）
	こどもの世話・養育をする余裕がない	3人（5.4%）
	こどもの存在の拒否・否定	3人（5.4%）
	しつけのつもり	2人（3.6%）
○妊娠期・周産期の問題 （複数回答）	医療機関から連絡	20人（35.7%）
	妊婦健康診査未受診	16人（28.6%）
	予期しない妊娠/計画していない妊娠	14人（25.0%）
	遺棄	13人（23.2%）
○乳幼児健康診査の受診状況 （未受診）	3～4か月児健康診査	7人（有効割合 18.9%）
	1歳6か月児健康診査	4人（有効割合 16.7%）
	3歳児健康診査	5人（有効割合 31.3%）
○養育者（実母）の心理的・ 精神的問題等（複数回答）	養育能力の低さ※2	15人（27.3%）
	育児不安	11人（20.0%）
	精神障害（医師の診断によるもの）	10人（18.2%）
	うつ状態	8人（14.5%）
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の 両方関与あり	12人（21.4%）
	その他の関係機関（保健センター等）を含めた 関与あり	41人（73.2%）
	児童相談所だけの関与あり	10人（17.9%）
	市区町村（虐待対応担当部署）のみの関与あり	5人（8.9%）
	0か月児事例15人のうち 関係機関の関与なし	7人（12.5%）
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	15人（28.8%）

※1 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

※2 「養育能力の低さ」とは、こどもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、こどもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。 2

(2) 心中による虐待死(11例16人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○死亡したこどもの年齢	3歳未満	4人(25.0%)
○直接の死因	火災による熱傷・一酸化炭素中毒	3人(有効割合 33.3%)※
	頸部絞扼による窒息	2人(有効割合 22.2%)
○主たる加害者	実母	6人(37.5%)
	実父	5人(31.3%)
○加害の動機(複数回答)	夫婦間のトラブルなど家庭に不和	7人(43.8%)
	こどもの病気・障害	3人(18.8%)
	保護者自身の精神疾患、精神不安	3人(18.8%)
	育児不安や育児負担感	3人(18.8%)
○関係機関の関与状況	児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与あり	3人(18.8%)
	市区町村(虐待対応担当部署)のみの関与あり	2人(12.5%)
	その他の関係機関(保健センター等)を含めた関与あり	16人(100.0%)
○要保護児童対策地域協議会	検討対象とされていた事例	3人(18.8%)

※ 有効割合とは、「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した割合

こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立ち会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等) 知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- こどもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- こどもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしててもこどもに会わせない
- 多胎児を含む複数人のこどもがいるなど、養育に不安がある
- 安全でない環境にこどもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- 保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「こどもの様子が気にかかる」等の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

こどもの側面

- こどもの身体、特に、顔や首、頭、腹部等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある
- こどもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や不適切な養育があった
- こどもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、こどもの養育に一定の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足している
- こどもの声(表情、視線、泣き声、体の動かし方等含)を聴き、ニーズを把握することを意識した対応ができていない。
- こどもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じたアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 転居など、生活環境や家族関係の変化に応じた迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援における具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事案の悪化だと捉えられていない

※子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

(下線部分は、第19次報告より追加した内容)

8 「改正児童福祉法」及び「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく体制強化

<児童相談所の体制強化>

・専門職員の増員

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するため、児童福祉司など専門職員の配置を進め、更なる体制強化を図る。

※愛知県児童相談センター専門職員（児童福祉司・児童心理司・保健師）の増員

2016年度：159人 ⇒ 2025年度：368人

※児童福祉司等の負担の軽減

・弁護士の配置

弁護士の配置による児童相談所における法的対応体制の強化

※2025年6月から一時保護開始時の司法審査の導入

・一時保護の体制強化

2022年改正児童福祉法において、都道府県は、一時保護所の設備及び運営に関して内閣府令の定める基準に従い（又は参酌し）条例で基準を定めることとされ、本県においても「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定（2025年4月1日施行）

<市町村の体制強化> 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン抜粋

・こども家庭センターの全国展開

2022年改正児童福祉法により創設された「こども家庭センター」について、全市町村が2026年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組む。

・要保護児童対策地域協議会の強化

民間団体との協働を進めるなど地域ネットワークの更なる強化を図る。

サポートプランの活用や関係機関との連携強化を通じ、こどもや家庭への支援に当たっての適切なアセスメントの実施を推進する。

<市町村の専門性強化> 新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン抜粋

統括支援員やこども家庭支援員などこども家庭相談に対応する職員について、研修の実施等により専門性の向上を図る。

支援局 虐待防止対策課
成育局 母子保健課

令和6年度予算案 2,208億円の内数(1,920億円の内数) ※①内は前年度当初予算額

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置に努めることとした。

○ 「子ども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

市域子育て相談機関
相談の範囲が広く、相談料にも近
距離にあり、子育て効果と地域的に
つながるための工夫を行う相談機関

妊産婦

子育て世帯
(保護者)

子ども

出遇い
連携

子ども家庭センター（市区町村）
「子ども家庭総合支援施設」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

〇 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
〇 把握・情報提供、必要な調査・指導等
〇 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
〇 保健指導、健康診査等
〇 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成【一部、新】
〇 地域資源の開拓【新】

民間資源・地域資源
と一体となった
支援体制の構築

〓 地域の事情にけい、事業の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

認知
児童相談所

要保護児童対
策地域協議会

緊密な連携
〓 センターにおいて調整機
関を担うことが求められる

様々な資源による
支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所等
＜保育・一時預かり、病児保育＞

ショートステイ
＜レスパイト＞

教育委員会、学校
＜不登校、いじめ相談＞
＜幼稚園の子育て支援等＞

放課後児童クラブ
児童館

子育てひろば

家や学校以外の
子どもの居場所

医療機関

産前産後サポート
産後ケア

障害児支援

等

する子ども・妊産婦等へ

＜子ども家庭センターにおける一体的支援＞

センター長

母子保健
（子育て世代包括支援センターに
所属）

児童相談所
（子育て世代包括支援センターに
所属）

児童福祉
（子育て世代包括支援センターに
所属）

連携、協力

14

9 社会的養育の体制整備について

2016 年 改正児童福祉法

「家庭養育優先原則」が規定される。

- ✓ 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進める

2017 年 8 月

「新しい社会的養育ビジョン」が、国において取りまとめられる。

2020 年 3 月

「愛知県社会的養育推進計画」（計画期間：第 1 期 2020－2024）

「あいち はぐみん プラン 2020-2024」と一体的に策定

- ✓ ビジョンの実現に向け、子どもの権利保障のため、新しい数値目標等（社会的養護を必要とする子どもの数、施設の縮小規模化・地域分散化、里親等委託率等）を盛り込む。

2025 年 3 月

「愛知県社会的養育推進計画」（計画期間：第 2 期 2025－2029）

「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」と一体的に策定

○ 計画記載事項

- （1）都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- （2）当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- （3）市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- （4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- （5）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- （6）一時保護改革に向けた取組
- （7）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

(12) 障害児入所施設における支援

図表 3-18-6 代替養育を必要とする子ども数の見込み

(人)

	2024年10月1日現在	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
3歳未満	98	99 (85)	98 (84)	96 (83)	95 (82)	93 (80)
3歳以上就学前	172	223 (192)	219 (189)	216 (186)	213 (183)	210 (181)
学童期以降	804	916 (790)	902 (778)	890 (767)	875 (755)	862 (743)
合計	1,074	1,238 (1,067)	1,219 (1,051)	1,202 (1,036)	1,183 (1,020)	1,165 (1,004)

※1 各年度、潜在的需要（継続的に支援が必要な家庭であり、状況によっては代替養育が必要となる可能性のある子ども数）を含む

※2 括弧内は潜在的需要を除いた子ども数

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

<里親委託率の目標値>

	国目標	愛知県				
	2029	2019実績	2024目標	2023実績	2029目標	
3歳未満（乳幼児）	75%	18.2%	20%	21.9%	35%	55.9%
3歳から学童期末満	75%					45.7%
学童期以降	50%					30.2%

※直近の全国平均値：25.2%（2023年度実績速報値）

10 児童虐待防止対策啓発事業について

児童虐待防止に向けた広報・啓発活動の実施

(2025年度)

○ 児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを活用した啓発資材の作成

👉 街頭・イベント向け啓発資材

- … 11月：オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止推進月間）における広報啓発
- … 市町村等における各種イベント等での広報啓発 など

👉 新小学1年生及びその保護者向け啓発資材

- … 学校を通じて、入学前説明会等で配布予定



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。